

令和7年4月8日

## 団地再生事業に資する地域再生推進法人募集要項

三木市総合政策部縁結び課

# 団地再生事業に資する地域再生推進法人募集要項

## 1 公募の趣旨・概要

人口減少・少子高齢化に加え、多様化する課題に対応するため、行政だけでなく、民間事業者等が有するノウハウ等を活用すべく、国が2024年10月から法改正を経て新たに施行する地域再生推進法を活用し、団地再生における地域課題の解決をめざします。

この取組は、三木創生の推進に係る官民連携の具体化に向け、三木市が進める団地再生事業において核となる地域再生推進法人を選定し、高度経済成長時代に開発が進み約50年が経過する戸建て住宅団地における「人口減少」「高齢化」「空き家」等の課題解決に向け、国が定める地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づく地域再生推進法人（以下「推進法人」という。）を活用し、チャレンジするための取組です。

市は、人口減少社会を現実として捉えた地方創生の推進を進めており、行政だけでは解決が難しいことを民間事業者の知見やノウハウなどを活用し、SDGs 11いつまでも住み続けられるまちづくりの実現に向けこの度の募集において選定された地域再生推進法人とともに団地再生事業を行う予定です。

この募集に当たり、公平性・透明性を図るため、プロポーザル方式により提案内容を審査の上、地域再生推進法人として指定します。

## 2 応募の資格

次の条件をすべて満たす者としてします。

- (1) 地域再生の推進を図る活動を行うことを目的としている法人であること。
- (2) 申請者又はその母体となっている組織に、市内で地域再生の活動の実績があること。
- (3) 市内に事務所を有すること。
- (4) 業務を適正かつ確実にを行うために必要な組織体制及び人員体制、経済的基礎を有していること。
- (5) 関係行政機関や他の民間組織等と十分な連携と調整を図ることができると認められること。

## 3 提出書類

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書類

- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書類
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) 推進法人に指定される以前の地域再生に資する活動の実績を示す書類
- (8) 法第 20 条に規定する業務に関する計画書（以下、「業務計画書」という。）  
なお、この度の指定については、本市が進めるまちづくり方針（第3期三木市まち・ひと・しごと創生推進事業）と合致する方針提案資料及び、地域再生推進法人が担う役割を示す書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となる書類

## 4 留意事項

申請者が、以下の内容に該当する場合または指定期間において該当する場合は指定の取り消しとなります。

- (1) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

## 5 応募方法

- (1) 応募書類  
様式第 1 号 地域再生推進法人指定申請書に記載する書類を提出すること。
- (2) 応募書類の体裁
  - ア 書類の大きさは、A 4 版縦型を原則とし、A 3 版の図面や A 4 版を超える大きさのものについては、A 4 サイズに折りたたむこと。
  - イ 応募書類一覧の項目順に並べ、各書類下部中央にページ番号をつけること。
  - ウ 紙ファイル等に左綴じとすること。
  - エ 項目ごとにインデックスをつけること。
  - オ 原本 1 部、写し 5 部を作成し、提出すること。
- (3) 受付期間

令和7年4月8日(火)～令和8年1月30日(金)午後5時

(4) 提出場所及び問い合わせ先

応募書類については、事前連絡のうえ、持参又はメール提出してください。

提出場所：三木市上の丸町10番30号 三木市役所4階

三木市総合政策部縁結び課 担当：清水

電話 0794-82-2000(内線2484)

メール emmusubi@city.miki.lg.jp

## 6 事業者の選考方法

(1) 審査の方法

書類による第1次審査を行い、第1次審査通過者に対して、プレゼンテーションによる第2次審査を行います。

(2) 審査の手順

第1次審査では、「企画提案書」及び関係書類を確認し、事業を行う法人として適正であるかを審査します。

第2次審査では、プレゼンテーションにより、本事業の考え方、運営計画などを総合的に審査します。

※採択に至らなかった理由等、審査に関する問い合わせには一切応じられません。

(3) 選考に係る審査項目

項目	着眼点
1 実績	運営理念、人員体制、運営の考え方、資金計画
2 提案内容	課題解決につながる提案内容及び具体性
3 団地再生事業への波及効果	団地再生への影響
4 その他	PR内容に係る評価

## 7 スケジュール

年 月	内 容
令和7年4月8日(火)	・公募開始
令和7年4月8日(火) ～12月26日(金)	・質問受付
令和8年1月30日(金)	・応募締め切り
令和8年2月6日(金) までの間	・第1次審査(書類審査)申請に応じ月1回程度都度実施
令和8年2月中旬までの間	・第1次審査結果通知 申請に応じ月1回程度都度実施
令和8年2月下旬までの間	・第2次審査(プレゼンテーション)申請に応じ月1回程度都度実施
令和8年3月上旬までの間	・第2次審査結果通知 月1回程度都度事業者決定

